

電子計算機処理データ保護管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、池友会健康保険組合（以下「組合」という。）における電子計算機処理に係るデータの保護及び管理について、管理体制、管理方法その他必要な事項を定めることにより、データの漏えい、滅失、毀損（以下「滅失等」という。）の防止を図るとともに個人情報保護の徹底を図り、もって適正な事務処理に資することを目的とする。

(電子計算機処理の種類および対応)

第2条 組合に関する電子計算機処理について次に掲げる各号のとおり分類する。

一 組合業務基幹システム

組合運営の基幹となる業務（適用・給付・経理・保健事業等）を遂行するための情報を格納している電磁媒体ならびに当該情報を処理する電子計算機等のハードウェア、ソフトウェア等をいう（以下「業務システム」という。）

二 グループ用システム

組合アイコン・情報連絡・グループ内メール等、社会医療法人財団池友会が、作成運用し、グループとして共同利用している電子計算機等のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等をいう。（以下「グループ用システム」という。）

三 その他のシステム

インターネット・社外とのEメールの利用、または組合内での電算処理を目的として第一号並びに第二号以外に単独で使用するためのハードウェア、ソフトウェア等をいう。（以下「独立システム」という。）

2 本規程の対象となる電子計算機処理は、前項の第一号及び第三号とし、第二号については、社会医療法人財団池友会制定の規程等に従う。

第2章 管理体制

(データ保護管理者)

第3条 組合にデータ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は個人情報取扱責任者とし、保護管理者は、本規程の定めによる外、個人情報保護管理規程および関連規程の定めるところにより、その処理するデータを適正に管理しなければならない。

(データ保護担当者)

第4条 組合にデータ保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者が指定する。
- 3 保護担当者は、保護管理者の指示のもとに他の役職員を指揮監督し、データの保護及び管理に関する事務を処理する。

(オペレーター)

第5条 保護管理者は、予め第2条の分類毎に電子計算機の操作を可とする者（以下「オペレーター」という。）及びその者の利用権限の範囲を指定しなければならない。

(データ保護管理者または保護担当者の調査権限)

第6条 保護管理者および保護担当者は、電子計算機処理の適正利用の維持管理及び不正利用・不正アクセス等の早期発見を目的として、オペレーター（オペレーターとして指定された保護管理者又は保護担当者を含む）に対し、次の各号について調査を行うことができる。

- 一 業務システムへアクセスした履歴および内容
- 二 独立システムにて送受信した電子メールの履歴および内容
- 三 独立システムにてインターネットへアクセスした履歴および内容
- 四 その他、利用・作成した電子計算機処理の履歴および内容

- 2 前項の調査は、原則として調査対象者に調査の日時、方法並びに内容等を事前通知の上、実施する。

第3章 オペレーターの責務

(オペレーターの責務)

- 第7条 オペレーターは、業務処理の遂行を目的として法令および個人情報保護管理規程ならびに関連規程を遵守し、倫理にかなった方法で業務システムおよび独立システムを利用しなければならない。又、オペレーターは、第5条で指定された権限を越えて利用しようとしたり、業務に無関係な目的で電子計算機を利用したり、許可なくインターネット上の有料サイトを利用する等の行為を行ってはならない。
- 2 オペレーターは、個人毎に付与されたユーザーIDを他人に貸与してはならない。又、他者のユーザーIDおよびパスワードを不正に使用してはならない。パスワードは、氏名、生年月日、社員番号、被保険者番号等すぐに他人に推測されるような設定をしてはならない。
- 3 オペレーターは、次に掲げる各号に定める情報を電子メールおよびインターネット上で発信・公開又はパソコン等に保存してはならない。又、下記各号の情報が発信・公開または保存されているのを発見した場合には、速やかにデータ保護管理者に報告しなければならない。
- 一 公序良俗に反するもの
 - 二 性的な画像や文章
 - 三 差別的なもの
 - 四 虚偽のもの
 - 五 著作権を侵害するもの
 - 六 他者の財産を侵害する恐れのあるもの
 - 七 名誉・信用を傷つける恐れのあるもの
 - 八 他者のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
 - 九 特段の定めのない個人情報に関するもの
 - 十 組合の信用・品位を傷つける恐れのあるもの
- 4 オペレーターは、業務システム利用にあたっては、原則として指定された端末を使用しなければならない。

第4章 システムの運用管理

(業務システムの運転管理)

第8条 業務システムの運用は、保護管理者の指定を受けた保護担当者またはオペレーターが行ない、運用の内容を記録するものとする。

(業務システムのバックアップデータの管理)

第9条 業務システム障害時に迅速に復旧させるため、バックアップデータは、前条の立上げを行った日の運転開始直後に、必ず取得しなければならない。バックアップデータの取得は、保護管理者の指定したオペレーターが行うものとし、処理内容を別紙管理簿に記入する。

- 2 前項で取得したバックアップデータの電磁媒体は、次週の同曜日の取得時に上書き可とする。但し、毎月最初に取得したデータの電磁媒体は、1年間保管するものとする。
- 3 取得したバックアップデータの電磁媒体は、組合で厳重に保管するものとする。

(業務システムの保護)

第10条 何人とも保護管理者の許可なく、業務システムの個人情報等のデータベースや業務処理プログラム等が保管されているメインの電子計算機等（以下「本体」という。）の設置場所に立ち入りたり、本体機器に触れたりしてはならない。

(業務システムの障害管理)

第11条 保護管理者は、業務システムの重大な障害につき報告を受けた場合は、速やかにその状況につき調査し、必要な処置を講じなければならない。

(独立システムの管理)

第12条 独立システム利用にあたっては、保護管理者の認めたハードウェア・ソフトウェア等に限るものとする。

- 2 保護管理者の承認なく個人所有のハードウェア等を組合業務運営のために利用又は提供したり、あるいは独立システムに接続してはならない。
- 3 独立システムに許可なくソフトウェア等をインストールしてはならない。
- 4 独立システムは、原則として組合事務所内で使用するものとし、保護管理者の許可なく事務所外へ持ち出してはならない。

(事故発生時の対策)

第13条 保護管理者は、事故発生時の対策についての手続きを定めるとともに、その内容を保護担当者に徹底しなければならない。

- 2 保護管理者は、事故が発生した場合、速やかに事故の経緯、被害状況を調査し、復旧のための措置を講ずるものとする。

(コンピュータウィルスチェック用ソフトウェア)

第14条 保護管理者は、コンピュータウィルスによる汚染防止のため、チェック用ソフトウェアは、常に最新のバージョンを導入するように努めなければならない。

第5章 委託及びデータの提供

(業務委託)

第15条 データの処理を外部に委託する場合には、次に掲げる各号の事項を規定した委託契約書を締結しなければならない。

- 一 契約の相手方に対する善良な管理者の注意義務の遵守
- 二 契約の相手方及び従業員に対する知り得た事実の漏えいの禁止
- 三 承認外の再委託の禁止
- 四 契約条項に違反した場合の契約解除及び損害賠償請求
- 五 入出力帳票等の授受の手続き、搬送の方法および保管方法、その他のデータの滅失等を防止するため必要な事項

(派遣指導者)

第16条 保護管理者は、電子計算機処理に関し、要員の派遣を受ける場合には、必要に応じ、派遣企業の責任者及び担当者本人の双方から秘密保持等、データの適正な取扱いに関する誓約書等を提出させるものとする。

(第三者へのデータ提供)

第17条 組合は、あらかじめ被保険者等の事前の同意を得た場合を除き、被保険者等の個人情報を第三者に提供してはならない。但し、次に掲げる各号に該当する場合はこの限りではない。

- 一 法令の定めに基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、被保険者等の同意を得ることが困難である場合
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために必要であって、被保険者等の同意を得ることが困難である場合
- 四 国若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被保険者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのある場合

(電磁媒体によるデータの授受)

第18条 業務システムあるいは独立システムと外部（業務システムと独立システムとの間、又は業務システムとグループ用システムとの間を含む）の間では、保護管理者の承認なしに電磁媒体によるデータの授受（業務システムへの入出力を含む）を行ってはならない。

- 2 オペレーターは、電磁媒体の受渡し（電子メールでの送受信を含む）、入出力処理、電磁媒体の返還、データの消去等そのつど別紙管理簿に記入する。
- 3 コンピュータウィルスの汚染防止のため、電磁媒体の受渡しの際は次に掲げる各号の事項を遵守する。
 - 一 組合所有の電磁媒体による場合、事前にコンピュータウィルスチェックソフトにてチェックされた所定の媒体を使用する
 - 二 相手方の電磁媒体による場合は、コンピュータウィルスチェックソフトにてチェックし、ウィルスが発見されない場合のみ、当該電磁媒体のデータを利用することを認める。万一ウィルスが発見された場合は、そのままの状態、保護管理者もしくは保護担当者に連絡する。
 - 三 組合所有でない個人の電磁媒体を、保護管理者の承認なしに組合の業務処理に利用してはならない。
- 4 電磁媒体の受渡しに関しては、万一の盗難・紛失に備え、パスワードの付与、データの暗号化等を行わなければならない。

(業務システムよりのデータの抽出)

第19条 業務システムよりデータを抽出し、一覧表の作成、集計加工等を行う場合、保護管理者の許可なしに抽出作業を行ってはならない。データの抽出・保管・削除等をその都度、別紙管理簿に記入する。

- 2 前項において、抽出後のデータを保存する場合、原則として抽出作業を実施した端末内蔵の磁気ディスクとする。又、パスワードの付与等により、当該データの滅失等の防止に努めなければならない。

第6章 罰 則

(罰 則)

第20条 組合の役職員が、本規程に違反した時は、就業規則の賞罰の規定に則り処分することがある。それ以外の者が違反した場合は、個別に定める契約等に反するものとして契約違反の対象とする。

又、いずれの場合も、本規程違反により、組合に損害を与えた場合には、その損害を賠償させることがある。

- 2 前項前文に係らず出向者の賞罰は、属する施設等の就業規則を適用する。

第7章 補 則

(補 則)

第21条 この規程に定めるものの他、電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関し必要な事項は、理事会において定める。

(補則2)

第22条 本規程において、保護管理者自身が、オペレーターである場合、規定条文中に「保護管理者」と記載されている個所は、「保護担当者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。